

令和3年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年9月9日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 令和3年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更について
- 第 6 議案第47号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定について
- 第 7 議案第48号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第49号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 同意第 2号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第10 認定第 1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 7号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 8号 令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第18 発議第 6号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君 |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君 |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君 |

7番	小寺	光一	君	8番	逢坂	照雄	君
9番	舟見	俊明	君	10番	村田	定人	君
11番	森		淳君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	渡辺博樹君
総務課長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君

社会教育課長	飯 作 昌 巳 君
兼 公 民 館 長	
農 業 委 員 会	伊 藤 雅 紀 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	敦 賀 哲 也 君
事 務 局 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	山 田 太 志 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第4号 令和3年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和3年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に7月26日、天売、焼尻両支所及び各学校の5機関を平山監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、両支所ともゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座より、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

なお、天売支所におきましては、北るもい漁業協同組合天売支所信用窓口業務の停止の決定に伴い、昨年度北るもい漁業協同組合普通貯金からゆうちょ銀行通常貯金に移行しております。

(1)、天売支所、出納員扱い差引き保管額は、7月26日現在、ゼロ円となっております。

(2)、焼尻支所、出納員扱い差引き保管額は、7月26日現在、7万9,950円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方には年間24枚、それ以外の方には12枚、また満80歳以上となる方にも12枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計で昨年より4名増の39名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、令和2年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数67件、利用延べ人員2,050人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施をしているものであります。令和2年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、令和2年度につきましても受託業者がないことから直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の移動状況を表しております。6月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数で1世帯、人口で5人減少し、焼尻地区では世帯数で7世帯、人口で10人減少しております。

次に、4ページをお開き願います。小中学校、高等学校の7月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況を表したものでございますが、区分ごとの内容につきましては御覧をいただきまして、説明は省略させていただきます。なお、焼尻中学校につきましては、平成30年度より休校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和3年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるるものであります。

令和3年9月8日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、当町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率の直近3年度の平均値となりますが、10.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものであります。6.8%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状況は健全で

あることを表しております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②の簡易水道事業特別会計、③の下水道事業特別会計、④の港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状況であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第46号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

天売辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。本年6月18日第4回定例会において議決いただきました議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について一部誤りがあり、手続上一度変更前の元の計画に戻す必要があると国のほうから指導を受けましたため、8月5日に臨時会を招集させていただき、元の計画に戻していただきましたこととお礼申し上げます。今回は、総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策

事業債の予定額を正しい額に変更し直そうとする内容になっております。

具体的には、総合整備計画案の2ページ目、3番、公共的施設の整備計画の上段、括弧書きが正しい額へ変更しようとする額であり、下段が先月臨時会で元の額に戻していただいた額であります。

なお、臨時会との繰り返しになりますが、6月18日の定例会で誤りました箇所は、上から3行目、地場産業振興施設（天売複合施設建設事業（水産実習室））の事業費を記載のとおり1億1,909万2,000円に変更すべきところを1億6,409万2,000円と、4,500万円の差異がございました。改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

なお、それぞれの事業費及び財源につきましては御覧いただきまして、読み上げは省略させていただきますと思います。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第46号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第47号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最初に、私のほうから羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たり、基本的な考えについてご説明申し上げます。

当町は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定された当初から過疎地域として指定を受けており、国庫補助金のかさ上げや過疎対策事業債などの財政支援を受けるため過疎計画を策定してまいりましたが、本年3月をもちまして平成

12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに令和12年度までの過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、当町を含め過疎地域の指定を受けた市町村は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされており、今後におきましても本町の持続的発展を図る上で継続した支援を受ける必要がありますことから、新法における前期5か年の計画を策定しようとするものであります。この計画を策定する際にはあらかじめ都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て国に提出するという手続になっていますので、今回この計画案を提案申し上げたところであります。

内容は、主に本特別措置法による地方債等を財源として活用しようとする事業につきまして、当町における現況と課題、その対策を各項目別に挙げているものであります。計画を進めていく中で時代の流れによる緊急性、重要性、さらにそのときの財政状況などを見極めながら柔軟に執行していく必要があると考えるため、事業の変更、追加あるいは先送りとなる場合もあろうかと思いますが、各事業の内容につきまして日頃から関係機関と十分協議しながら毎年の予算編成時に事業の優先度を考慮し、弾力のある計画として進めていかなければと考えております。

以上、私のほうから本計画策定の基本的考え方を述べさせていただきましたが、計画の内容につきましては担当課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） それでは、私のほうから別途お配りしております過疎地域持続的発展市町村計画案の内容につきましてご説明申し上げますが、御覧のとおり59ページに及びますことから、本文の朗読は省略させていただき、要点のみご説明させていただきますことをご了承を賜りたいと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして目次であります。本計画は、初めに1で基本的な事項として町の概況、地域の持続的発展の基本方針などについて記述した後、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成以降は項目ごとに現況と問題点、その対策及び計画等について記述する形式で構成することとされております。

めくっていただきまして、1ページになります。ここから12ページまでは大きな1番として町の基本的な事項を記述しており、1ページから3ページは町の概況として本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページからは過疎の状況、3ページ中段からは社会経済的発展の方向の概要、4ページから6ページは人口及び産業の推移と動向について国勢調査や住民基本台帳などに基づく推移、見通しを記述しております。

6ページ中段から9ページは行財政の状況につきまして公共施設も含めた現況と動向について記載しており、10ページから12ページは地域の持続的発展の基本方針につきまして北海道の過疎地域持続的発展方針に基づき、当町における過疎の状況を踏まえ、1つ目に移住定住、地域間交流の促進、2つ目に地域を支える産業基盤の体質強化と経営感覚

を育むまちづくり、3つ目に地域における情報化の取組、4つ目に地域資源を生かした地域づくり、5つ目に少子高齢化に対応した地域づくり、それと12ページになります。6つ目に地域医療の確保ということで基本方針を立てさせていただいております。

12ページの中段からは今回変更になった点といたしまして、過疎地域の市町村が持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう(5)に地域の持続的発展に関する目標、それと(6)の市町村計画の達成状況の評価に関する事項を記述することとされました。その下の計画期間は、これまでの計画と同様の5か年間、(8)で公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント計画になりますが、整合について記述することとされております。

13ページからは作成要領に示された項目別に現況と問題点、その対策、計画及び公共施設等総合管理計画との整合などで構成することとされており、14ページに記載の計画につきましては、過疎対策事業債の適用にかかわらず、今後5年間で過疎地域の持続的発展に有効と考えられる単年度事業費500万円以上を想定する事業を記載しています。なお、事業名欄の上から2つ目に記載しています過疎地域持続的発展特別事業は、ソフト事業に係る過疎対策事業債適用を見込んでいる事業を記載しています。事業主体欄は、国・道、町、町民などと記載しておりますが、町が実施あるいは補助する事業につきましては、毎年度の財政状況、緊急性及び重要性などを考慮した上で予算化するため、随時変更及び追加等がありますことをあらかじめご理解賜りたいと思います。

なお、13ページ、14ページの大きな2番は、今回新たに追加された項目になり、移住定住、地域間交流の促進、人材育成について、新型コロナウイルス感染症の影響や田園回帰など首都圏の人々の地方移住への関心の高まりを捉えた取組が求められており、13ページ、下の表ではシングルペアレント移住者数と地域おこし協力隊の評価指標を記載しています。

15ページから25ページまでは大きな3番として産業の振興について記述しており、農業、畜産業、林業、水産業、商工業、観光、港湾の各産業別に、15ページから19ページは現況と問題点、19ページ中段か21ページはその対策、22ページから24ページは計画として(1)の基盤整備事業から(11)のその他まで37事業を記載しており、25ページは今回新たに追加された産業振興促進事項と公共施設等総合管理計画との整合で、表の中に記載している業種の減価償却の特例、地方税の課税免除等の適用を受けるためにはこのような形で登載することとされたものです。

26ページから28ページは、地域における情報化についてそれぞれ項目ごとに記述しており、地域情報化では行政サービスのさらなる高度化、効率化を推進することとしております。

29ページから33ページは、交通施設の整備、交通手段の確保について記述しております。現況と問題点といたしまして、道路整備の状況と交通につきましてそれぞれ関連データなどを基に記載しております。32ページ中段からは、その対策といたしまして道路の整備推進と適正な維持管理、交通機関の円滑な輸送の確保などを掲げており、33ペー

ジはその計画を記載しています。

34ページからは生活環境の整備について記述しており、34ページから37ページは水道施設、環境衛生施設、公共下水道、消防、救急施設、住宅、公共施設、公園、緑地についての現況と問題点とその対策をそれぞれの項目別に述べており、38ページ、39ページは水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防施設、公営住宅など24事業の計画を記載しております。

40ページからは子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記述しており、40ページから43ページは児童、独り親、高齢者、障がい者の福祉と保健対策について現況と問題点及びその対策について述べており、高齢者福祉では、高齢化率が全道平均と大きく上回っている中、生きがいと健康づくりに対する積極的な取組を進めるとしています。

44ページ、45ページは、高齢者支援センター整備事業など19事業の計画を記載しています。

46ページは、医療の確保につきまして、医師確保及びさらなる医療機能の充実、強化の推進を掲げ、医師及び助産師、看護師確保対策に関わる各資金貸付け事業の計画を記載しています。

47ページからは教育の振興について記述しており、47ページから48ページでは学校教育の現況と問題点として就学前教育の重要性、天売高校の地域性を生かした教育などを述べており、48ページ中段からは社会教育、49ページ中段以降はスポーツ振興、50ページからはその対策、52ページ、53ページは天売複合施設建設事業など17事業の計画を記載しております。

54ページは、集落の整備につきまして、集落の適正な再編成の検討など対策が必要としております。

55ページ、56ページは、地域文化の振興等につきまして、伝統文化、郷土芸能の保存継承などについて記述しています。

57ページは、今回新たに追加された項目で、再生可能エネルギーの利用の促進につきまして、自然環境や地域に影響が出ないよう配慮しながら推進する必要があることなどについて記述しています。

58ページは、大きな2番から12番のほか地域の持続的発展に関し必要な事項について記述することとされ、過疎化、少子高齢化が進んでおり、将来について積極的に考え、参加できる体制づくりなどを推進することを記述しています。

最後の59ページは、計画のソフト事業であります過疎地域持続的発展特別事業の一覧表を添付することとされているものです。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第47号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第48号～議案第49号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第48号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算(第3号)、日程第8、議案第49号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,737万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,498万4,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出で2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金521万円の増額は、地方財政法に基づく前年度余剰金の2分の1を下回らない額を基金に積み立てるものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費において償還金利子及び割引料295万3,000円の増額は、子育て支援に係る前年度分給付費等の確定に伴い、国庫及び道支出金を返還するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農業振興施設等整備事業補助金740万円の増額は、るもい農業協同組合に対し米穀集出荷貯蔵施設における低温空調設備整備費用の一部について間接補助するものであります。

次に、7款商工費、観光費においてサンセットビーチ管理委託料585万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサンセットビーチの開設を見送ったことによるものであります。

次に、10款教育費、事務局費において職員住宅整備工事請負費518万1,000円

の増額は、北4条教職員住宅平家建て1棟2戸の屋根ふき替えを行うものであります。

歳入につきましては、各事業に係る特定財源が増減しているほか、財源調整として財政調整基金繰入金を89万6,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ599万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億99万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、前年度分介護保険給付費等の確定に伴い公費負担分の返還金を増額するものであり、財源につきましては介護給付費負担金及び介護保険給付費等準備基金繰入金並びに前年度繰越金を充てております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の11ページをお開き願います。2款総務費、財産管理費において減債基金積立金200万円の増額は、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生する収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

同じく、税務管理費において町税収入払戻金68万9,000円の増額は、確定申告に伴う法人町民税の還付金増加によるものであります。

12ページをお開き願います。同じく、戸籍住民基本台帳費において印鑑登録証製作委託料27万5,000円の増額は、印鑑登録証の在庫が不足するおそれがあるため製作するものであり、電算事務委託料184万8,000円の増額は、管内7町村で共同利用している戸籍総合システムについて、法改正に伴う戸籍副本情報等の全件送信業務が追加となったことによるものであります。

13ページを御覧願います。3款民生費、社会福祉費において償還金利子及び割引料56万4,000円の増額は、障がい者医療費等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

14ページをお開き願います。同じく、児童措置費において償還金利子及び割引料6万9,000円の増額は、児童手当給付に係る前年度の国庫支出金の額確定による返還金であります。

15ページを御覧願います。4款衛生費、健康センター運営費において電算システム改修委託料82万5,000円の増額は、新型インフルエンザ予防接種がマイナンバー情報連携対象に追加されたことから、健診データを管理するシステムに情報連携対応パッケージを追加するものであり、償還金利子及び割引料106万3,000円の増額は、風しん追加的対策事業に係る前年度国庫支出金の額確定による返還金であります。

16ページをお開き願います。6款農林水産業費、畜産業費において備品購入費82万8,000円の増額は、焼尻めん羊牧場における除雪用機器を更新するものであります。

17ページを御覧願います。7款商工費、商工振興費において商工青年部地域活性化事業補助金58万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため綱引き大会及び盆踊り大会が中止となったことによるものであります。

同じく、観光費において観光協会支部事業補助金156万5,000円の減額は、焼尻支部における岸壁壁画制作事業の完了並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため焼尻めん羊まつりが中止となったことによるものであり、ビーチバレーボール大会事業補助金42万6,000円の減額は、サンセットビーチの開設を見送ったことに伴い事業が中止となったことによるものであり、離島振興促進プロジェクト補助金215万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため宝島事業などが中止となったことによるものであります。サンセットプラザ施設管理事業64万3,000円の増額は、浴室前廊下天井を補修するものであり、バラ園運営事業31万7,000円の減額は、新たに採用したバラ園管理人がバラ栽培の実務経験者であり、新たな技術指導が不要となったことから、設備管理業務委託料を減額するものであります。

18ページをお開き願います。10款教育費、小学校費、学校管理費において修繕料129万8,000円の増額は、雨漏り調査の結果に基づき、焼尻小学校校舎屋根を補修するものであります。

19ページを御覧願います。同じく、社会教育費において改修工事請負費247万5,000円の増額は、郷土資料館の天井を改修するものであり、町民芸術祭事業60万円、姉妹都市文化スポーツ交流事業161万5,000円、芸術鑑賞・講演事業69万8,000円、芸術鑑賞事業（天売・焼尻芸術劇場）120万9,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止または縮小したことによるものであります。

20ページをお開き願います。同じく、体育振興費においてスポーツ振興補助金93万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオロロンライン全道マラソン大会が中止となったことによるものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの説明は省略させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第48号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳

出予算一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、8ページの、先ほども説明あったのですけれども、優先株償還金ということで200万、それが減債基金積立金に回った形にはなるのですけれども、どういう経緯で株を、一部だと思うのですけれども、相手先の都合なのかこちらの都合で、例えば基金に積みたいがために払い戻したというか、なのか相手先の都合なのか、そしてあとなぜそれを減債基金のほうに積み立てたというところを教えてくださいなのですが。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、優先株の償還金という形になってございますけれども、優先株、これ購入するに当たりまして、もともとこれはほくほくフィナンシャルグループのほうの優先株になってございますが、この購入に当たりまして特約事項といたしまして、もともと発行元のほうの都合によりいつでもその株を払い戻すことができる、そういう特約がついてございます。この優先株につきましては、平成30年度から発行元のほうで買戻しを行いますという形になってございます。今回につきましても4,000株、これを買戻ししますという形になっておりまして、もともとの株の部分については1株50円という形になっておりますので、4,000株を買い戻すことで200万円、これが町のほうに入ってくるという形にまづなっております。

今回この200万円減債基金のほうに積むという形になっておりますのは、これから起債の償還のほうが若干伸びてくるというふうに判断しておりますので、その財源として使えますように減債基金のほうにまづ積み立てておきたいという形で予算のほうを上げさせていただいております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 200万円分という、今回、これは今後定期的に、例えば来年も200万なのか分からないですけれども、計画的に崩して行って最終的にはゼロにする予定なのか、よほど財政が今逼迫していて減債のために積まなければ、これ単純に200万をもらって200万を積んだという形なので、基金が枯渇していてそういう今状況なのか、決算の監査報告でも触れられてはいたのですけれども、今後計画的に行っていくのか、それとも今年だけ特別に200万円下ろしたというか、換金したという形だと思うのですが、その辺の理由を教えてくださいなのですが。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

私のほうの説明が足りなかったと思うのですけれども、これ町のほうが崩したくて崩した部分ではございません。もともと発行元のほうが全優先株を持っているところに対して総会等を行いまして、その中で一律持っている株の、今年度については保有株の8分の1

を一律持っている方のところから買戻ししますという形になっておりますので、町のほうがまず崩したくて崩したものではございません。

あと、今後につきましては、これは発行元のほうの判断になりますので、発行元のほうの経営状況がよくなってきていけば多分これをまた残っている分の一部を買戻すという形になると思います。そうなった場合につきましては、そのときの状況によりますけれども、どこかの基金のほうにまた積むという形にはなっていくというふうには思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長（森 淳君） 日程第9、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町緑町45番地の24、氏名、更科礼子、生年月日、昭和27年11月10日生まれ、68歳。

現委員であります更科礼子氏が令和3年9月30日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号～認定第8号、発議第6号

○議長（森 淳君） 日程第10、認定第1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第7号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第8号

令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第18、発議第6号羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額76億3,599万3,054円、歳出決算額74億6,914万2,388円、差引き剰余金1億6,685万666円となっております。

では、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約4割を占める地方交付税は約30億7,243万6,000円、前年度対比5,016万5,000円、1.7%の増となっており、地域社会再生事業費の増加が主なものであります。町税は7億2,278万1,000円、前年度対比403万6,000円、0.6%の増となっており、固定資産税の増額が主なものであります。国庫支出金は特別定額給付金給付事業などで11億8,426万1,000円の増額、道支出金は国勢調査事業などで176万7,000円の増額となっております。歳入決算額では76億3,599万3,000円となり、前年度対比11億9,994万9,000円、18.6%の増となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で7億8,432万円、前年度対比6,536万7,000円の減となっておりますが、事業の完了などにより減少したものは、サンセットプラザ施設管理事業として送迎用バス購入、教員住宅建設事業、スポーツ公園施設管理事業として排水設備改修工事、武道館建て替え事業などがあります。一方、増加したものは、廃棄物収集処理体制整備事業として天売地区ごみ収集車購入、河川施設管理事業として福寿川護岸整備工事、防災情報伝達システム整備事業、天売複合化施設建設事業、公民館施設管理事業として大ホール設備改修工事などが主なものであります。人件費は10億5,117万8,000円、前年度対比2,178万2,000円の減、扶助費は4億4,406万6,000円、前年度対比247万9,000円の増、公債費は8億2,259万8,000円、前年度対比3,418万1,000円の減となっております。歳出決算額では約74億6,914万2,000円となり、前年度対比10億6,683万5,000円、16.7%の増となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明させますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化などの影響もあり、家庭用以外の使用水量の減少により有収水量が4.5%の減となり、元年度と営業収益を比べますと1,039万9,805円の減額となっております。一方、支出においても営業費用において減価償却費の

減などにより支出全体で937万8,305円の減額となり、結果損益計算書では3,401万838円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、自家発電施設整備工事など建設改良費で3,699万3,000円、企業債償還金が5,661万3,134円で、支出総額は9,360万6,134円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は86.2%、前年度より0.8ポイント上昇しており、公債費に係る臨時的財源の減少が主な要因であります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりでありますが、実質公債費比率については10.4%、将来負担比率は6.8%といずれも早期健全化基準を下回り、財政状況は健全であることを表しているものであります。

以上、令和2年度各会計の決算概要をご説明いたしました。内閣府の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの一部で弱さが増しているとされており、感染拡大は終息の兆しが見えず、地方の経済は厳しい状況が続いていることから、今後も計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、地域経済の活性化や住民サービスの向上に努めるとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第6号の提案理由は、令和2年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第6号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に1番、金木直文君、副委員長に8番、逢坂照雄君と決定したので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会決算審査のため、これから9月10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月10日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催いたします。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前11時17分）